入札公告 (建設工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。 令和5年11月6日

> 分任契約担当官 陸上自衛隊青野原駐屯地 第352会計隊青野原派遣隊長 河内 隆浩

1 工事概要

- (1) 工事名:53号隊舎等便所改修工事(令和5)
- (2) 工事場所:兵庫県小野市桜台1番地 陸上自衛隊青野原駐屯地
- (3) 工事内容:本工事は、以下の工事を行うものである。 「建築」
- (4) 工 期:令和6年3月29日(金)まで。
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第7 1条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和4・5年度一般競争参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、「建築一式工事」の級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D等級以上であること。
- (5) 平成16年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、建築工事又はその類似工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当

するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事 (平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管 理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 2級建築士又は2級建築施工管理技士のいずれか(これと同等以上の資格を有する者) 「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。
 - ・これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣等が認定した者で、その旨を契約担当官等へ 質疑して問題なく認められた者
 - イ 平成16年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び 旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のも のを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象 工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

- (8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 近畿中部防衛局が発注した「建築一式工事」のうち、平成28年度以降平成31年度(令和元年度)までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。
- (11) 近畿中部防衛局管轄区域内(富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)に建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、 当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒675-1351 兵庫県小野市桜台1番地

陸上自衛隊青野原駐屯地 第352会計隊青野原派遣隊(担当:河内)

TEL:0794-66-7301 (内線345)

FAX : 0794-66-7303

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年11月6日から令和5年12月19日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)

を除く。)の毎日、午前8時30分から午後4時30分まで。

イ 交付場所

第352会計隊青野原派遣隊において交付を行う。交付を希望する場合は、事前に電話連絡を行うこと。郵送を希望する場合は、その送料は希望者負担とするので、着払いでの郵送希望を連絡すること。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限:令和5年11月27日(月)午後4時30分

イ 提出方法:第352会計隊青野原派遣隊に持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書 留郵便と同等のものに限る。)又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限:令和5年12月20日(水)午後1時00分

イ 提出方法:第352会計隊青野原派遣隊に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時:令和5年12月21日(木)午前10時00分

イ 場 所:第352会計隊青野原派遣隊商議室

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を 違約金として徴収する。
- (3) 契約保証金免除。ただし、銀行、契約担当官が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。

なお、<u>保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上(予決令第86条の調査を受けた場合は、請負代金の10分の3以上)</u>とし、落札者が契約を履行しない場合の違約金として取扱うこととする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の配置違反の 事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者の変更を認めない。

- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査 基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」と いう。)を行うので、協力しなければならない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 請負金額が300万円以上の場合、前金払保証書の寄託を条件として、落札者の申請に基づき、 請負金額の10分の4以内(低入札価格調査を受けた者との契約については、請負金額の10分の 2以内)で前金払の実施に応じる。
- (11) 契約書作成の要否要。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 陸上自衛隊の建設工事に係る入札心得書等及び標準契約書の内容を遵守すること。
- (15) 詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

陸上自衛隊青野原駐屯地第352会計隊青野原派遣隊の「53号隊舎等便所改修工事(令和5)」に 係る入札公告(建設工事)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書 によるものとする。

- 1 入札公告日 令和5年11月6日
- 2 契約担当官等

分任契約担当官 陸上自衛隊青野原駐屯地 第352会計隊青野原派遣隊長 河内 隆浩 〒675-1351 兵庫県小野市桜台1番地 陸上自衛隊青野原駐屯地

- 3 工事概要
- (1) 工事名

53号隊舎等便所改修工事(令和5)

(2) 工事場所

兵庫県小野市桜台1番地 陸上自衛隊青野原駐屯地

- (3) 工事内容及び工事範囲 別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期

令和6年3月29日(金)まで。

- (5) 使用する主要な資機材 別冊仕様書のとおり。
- (6) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、 手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第7 1条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和4・5年度一般競争参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D等級以上であること。
- (5) 平成16年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建築工事 又は類似工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が

20%以上のものに限る。)。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について(施本建第220号(CCP)。13.12.19)に基づく施工成績評定通知書(以下「施工成績評定通知書」という。)並びに工事成績評定要領について(施本建第134号(CCP)。19.7.30)、工事成績評定要領について(経施第4404号。21.3.31)、工事成績評定要領について(防整技第15542号。27.10.1)又は工事成績評定要領について(防整技第7160号。28.3.31)に基づく工事成績評定通知書(以下「工事成績評定要領について(防整技第7160号。28.3.31)に基づく工事成績評定通知書(以下「工事成績評定通知書」という。)の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事 (平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者

(個別の工事に応じて、工種別に明示すること。)

- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 2級建築士又は2級建築施工管理技士のいずれか(これと同等以上の資格を有する者) 「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。
 - ・これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣等が認定した者で、その旨を契約担当官等へ 質疑して問題なく認められた者
 - イ 平成16年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。 (原則、着 工から完成まで従事している。)

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び 旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のも のを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象 工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

- ウ 配置予定の主任技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明 示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できない ことがある。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。)。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で 連絡を取ること

は、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - d 組合(共同企業体を含む。)の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条 第1項の規定により選任された管財人(以下管財人という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記①又は②と同視しうる資本関係 又は人的関係があると認められる場合

- (10) 近畿中部防衛局管轄区域内(富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)に建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、 当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- 5 担当部局

〒675-1351 兵庫県小野市桜台1番地

陸上自衛隊青野原駐屯地 第352会計隊青野原派遣隊(担当:河内)

TEL:0794-66-7301 (内線345)

FAX : 0794 - 66 - 7303

6 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、 申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無に ついて確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記 4 (2) 及び (4) に掲げる 事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に 参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期限

令和5年11月27日(月)午後4時30分まで。

イ 提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出

ウ 提出場所

上記5に同じ。

- (2) 申請書は、属紙第1により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成16年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績(属紙第2)」に記載する工事及び「配置予定の技術者(属紙第3)」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を、属紙第2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験 及び申請時における他工事の従事状況等を、属紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経 験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくな

ったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間(予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。) 期間を含む。)において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表(該当者のみ)

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛 施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の 技術的事項に対する所見を属紙第4に記載すること。

エ 契約書の写し等(該当者のみ)

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を 提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サー ビス (CORINS) 」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

- (5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信 用封筒により、令和5年11月30日(木)までに通知する。
- (6) その他
 - ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
 - イ 契約担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
 - エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
 - オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由 について、次に従い説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 令和5年12月7日(木)午後4時30分まで。
 - イ 提出場所 上記5に同じ。
 - ウ 提出方法 書面 (様式は自由) を持参、郵送等又は電子メールにより提出する。
- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、令和5年12月14日(木)までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い質問書を提出すること。
 - ア 提出期間 令和5年11月6日から令和5年12月7日まで(行政機関の休日を除く。)の 毎日、午前8時30分から午後4時30分まで。
 - イ 提出場所 上記5に同じ。

- ウ 提出方法 書面 (様式は自由) により持参、郵送等又は電子メールにより提出する。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。
 - ア 期間 令和5年11月6日から令和5年12月14日まで(行政機関の休日を除く。) の毎日、午前8時30分から午後4時30分まで。
 - イ 場所 上記5に同じ。

9 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送等で提出する。
- (2) 入札書の提出期限、提出場所等
 - ア 提出期限

令和5年12月20日(水)午後1時00分まで。

イ 提出場所

上記5に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらに<u>これらを1つの</u>封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、<u>入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札</u> 者は入札を辞退したものとみなす。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を 違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金免除。ただし、<u>銀行、契約担当官が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付す</u>ものとする。

なお、<u>保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上(予決令第86条の調査を受けた場合は、請負代金の10分の3以上)</u>とし、落札者が契約を履行しない場合の違約金として取扱うこととする。

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法

- ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目(直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等)を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要(土木工事にあっては規格・寸法、数量)、単位、単価、金額等を記載したものとする。
- イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。
- ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者 氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等
 - ア 提出期限 上記9(2)アに同じ。
 - イ 提出方法 上記9(2)ウを参照。
 - ウ 提出場所 上記5に同じ。
- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 工事費内訳明細書の確認の結果、属表第1の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。 この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

- (1) 開札の日時及び場所
 - ア 開札目時 令和5年12月21日(木)午前10時00分
 - イ 開札場所 第352会計隊青野原派遣隊商議室
- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等の入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

13 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 入札公告及び入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札
 - エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時において上

記4に掲げる資格のない者のした入札

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査 基準価格」という。)を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならな い。

15 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定主任技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置主任技術者を変更する場合は、上記4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定主任技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって 契約する場合においては、契約の相手方が陸上自衛隊青野原駐屯地第352会計隊青野原派遣隊で入札 日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当 する場合、監理技術者とは別に、上記4(7)に定める要件と同一の要件(4(7)イに掲げる工事経験を除 く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (2) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (3) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。 また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その指名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

17 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

18 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

19 支払条件

請負金額が300万円以上の場合、前金払保証書の寄託を条件として、落札者の申請に基づき、請 負金額の10分の4以内(低入札価格調査を受けた者との契約については、請負金額の10分の2以 内)で前金払の実施に応じる。

20 火災保険付保の要否

要。

21 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記 7 (2) の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日 (行政機関の休日を除く。)以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (1) 提出期間 令和5年12月18日から令和5年12月25日まで(行政機関の休日を除く。)の 午前8時30分から午後4時30分まで。
- (2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

22 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

23 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、現場説明書、入札心得書、契約書案を熟読し、その内容を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は上記6(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

5 3 号隊舎等便所改修工事(令和5)

工事関係者以外不許複製

業務隊長		管理科長	営繕班長	電気係長	給排水係	管財係			設計者
3		意		黑	後閉	藤			泉
令和5年度			青野原駐屯地業務隊管理科営繕班					仕様書番号	1/17

特記仕樣書

- 1 工事名 53号隊舎等便所改修工事(令和5)
- 2 工事場所 兵庫県小野市桜台1番地(陸上自衛隊青野原駐屯地)
- 3 工 期 契約締結日 ~ 令和6年3月29日
- 4 工事概要
- (1) 和式便器の洋式化 19箇所
- (2) 温水洗浄式便座設置 15筒所
- (3) 温水洗浄式便座設置(擬音装置付き) 4筒所
- (4) トイレブース扉改修(外開きに変更) 19箇所
- (5) 点検口(450×450)新設 9箇所
- (6) 給排水管改修 1式
- (7) 電気設備改修 1式
- (8) 発生材処分 1 式
- 5 一般事項
- (1) 総則

本特記仕様書及び図面は、陸上自衛隊青野原駐屯地において実施する「53号隊舎等便所改修工事(令和5)」について必要な項目を制定する。

(2) 施コ

本工事は、本特記仕様書及び図面によるほかは、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」の最新版に基づき入念に施 工する。

(3) 疑義

本特記仕様書及び図面との内容に相違ある場合や明示ない場合又は疑いを生じた場合にはすべて、監督官と協議しなければならない。

(4) 軽微な変更

現場の納まり状況等により軽微な変更が生じた場合には監督官と調整し、その指示により施工する。ただし、その場合の請負金額及び工期については変更しない。

(5) 材料

使用する材料は仮設用資材を除きすべて新品とし、製造所及び商品名の特記ある場合はそのもの、又は同等品以上とする。

本工事に使用する材料は、標準仕様書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、それ以外の材料を使用する場合は、標準仕様書に定める品質及び性能を有することを証明する資料を提出し監督官の承諾を受けるものとする。

標準仕様書に記載されていない特別な材料を使用する場合には、監督官の承諾を受け、その際の工法については材料製造所の指定する工法とする。

本特記仕様書及び図面に記載の材料等はあくまでも参考とし、請負者は必ず現地における事前調査を実施し、監督官と相互確認を行うこととする。

本特記仕様書及び図面に記載する数量等は近似値とし、事前に施工数量等の調査を現地にて行い、監督官と相互確認を行うこととする。

(6) 材料検査

すべての材料は作業現場に搬入後、監督官の検査を受け合格したものを使用する。

- (7) 現場管理
 - ア 本工事には、現場代理人を常駐させ労務者の監督及び工事の調整を密にする。
 - イ 作業現場は、常に諸材料の整理整頓、その他清掃を行い火災等の事故防止に努める。
 - ウ 出入口及び危険性のある場所には、危険表示などの処置を行う。
 - エ 作業現場及び許可された場所以外への無断立ち入り等は厳禁とする。
 - オ その他部隊側の諸規則及び指示に従い施工する。
 - カ 工事中に施設等に損害を与えた場合には、速やかに監督官に通報すると共に、請負業者の 責任において復旧する。
 - キ 請負業者は、建設業法24条7に該当する工事については、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し(下請共)を工事現場に備えると共に監督官に提出する。なお、施工体制台帳等の提出時期は施工前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。
- (8) 安全管理

労働安全衛生法の定めるところにより、十分な安全管理対策を行い災害の未然防止を図る。

(9) 書類手続

本工事に必要な書類手続き及び整理は、請負業者の責任において監督官の指示どおり遅滞なく行う。

(10) 書類整理

本工事にあたり監督官より指示された書類は整理し遅滞なく提出するものとする。

(11) 工事写真

工事写真は、着工前・工事中・完了後及び実施中の隠蔽となる箇所、主要な工事段階の施工 状況、その他監督官の指示する箇所を撮影し撮影し、写真帳に整理して監督官へ提出する。 写真撮影要領は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領による工事写

真撮影ガイドブック(最新版)」を参考とする。

(12) 工事実績情報の作成、登録

受注者は、工事請負金額500万円以上の工事について、工事実績情報の登録を行う。 受注者は、工事実績情報を登録する場合は、登録内容についてあらかじめ監督官に確認を受け、定められた期限内に登録手続きを行うとともに、登録されることを証明する資料(工事カルテ受領書)を監督官に提出する。

(13) 関係図書等

工事実施上必要な図面(製作図、承認図)及び見本等は、製作前又は施工前に遅滞なく作成し、監督官の承認を得るものとする。また工事着工に先立ち、実施工程表を作成し監督官の承認を受ける。

(14) 発生材

金属類は、監督官の指定する場所に運搬、集積し発生材調書を提出する。その他の発生材は 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関係法規に基づき適切に処理を行うものとし、マ ニフェストの写しを監督官に提出する。

(15) 電気・水道

電気、水道を使用する場合は、請負業者の負担において準備する。但し、新設を行う機器の試運転調整等での運転に必要な電気、水の使用については、その限りではない。

(16) 後片付け

工事完了に際しては、速やかに工事現場の後片付け清掃等を行う。

(17) 竣工検査

本工事終了後、本特記仕様書及び図面等に基づき、請負業者・監督官が立合いの上検査官が指定した日時に行うこととする。

 工事名称
 5 3 号隊舎等便所改修工事(令和 5)
 図面名称
 特記仕様書(1)
 縮尺
 仕様書番号

 青野原駐屯地業務隊管理科営繕班
 2/17

(18) 補償

工事完成後1年以内に発生した機能不備について、請負者の責に帰すべき理由による場合は 請負者の負担により修復するものとする。

- 6 特記重項
- (1) 建築工事
 - ア 仮設丁事
 - (7) 養生及び清掃・片付け範囲は、作業場所及び資材等搬入経路を含む。
 - (4) 内部作業時、内部脚立足場とし、屋内養生はシート養生とする。
 - イ 鉄筋工事

鉄筋は溶接金網を使用すること。

ウ タイル工事

使用するタイルはモザイクタイル25角(53号隊舎)、モザイクタイル50角(57号、60号隊舎、3号厚生センター、55号体育館)とし、見本を監督官に提出し承認を得ること。

工 方官工事

床タイルを撤去後、下地モルタル補修を実施すること。

- 才 建旦丁車
- (7) 仕様書に記載の箇所に450角点検口新設(天井開口部補強も併せて実施)
- (4) トイレブース改修(外開きに変更、戸当たり、表示錠新設)
- 力 撤去工事

本工事施工に際し、示された範囲以外に損傷等を与えないよう解体・撤去を実施するものとする。損傷を与えた場合には請負業者の責任において、原型に復旧するものとする。

- (2) 機械設備工事
 - ア 衛生器具設備

本工事において、使用する機材の参考品は以下とする。

- · 洋式便器 TOTO CFS494MNHNS
- · 洋式便器取付金具等 TH343R、T-56PH、H800-8
- · 温水洗浄式便座 TOTO \$1 TCF6543 (53号隊舎、60号隊舎)

TOTO PS2 TCF5534(57号隊舎、3号厚生センター、55号体育館)

- ·紙巻器 TOTO YH702
- ※使用する材料は、事前に監督官の承認を得て使用すること。
- (3) 電気工事
 - ア 配管工事

コア抜き部分に硬質ビニル電線管(VE-22)を新設。

- イ 配線工事
- (7) 既設分電盤から交換する便器までEM-EEF2.0mm 3Cを新設し、トイレブース内にコンセント (2P15A接地極付)を設置。
- (4) 配線保護の為、1種金属線び、ブッシング、コーナーボックスを新設。
- ウ 試験

電気工事完了後、絶縁抵抗試験を実施し、試験成績書を提出する。

- (4) その他
 - ア 各作業に際し、適切な資格を有する者が作業を行うこと。
 - イ 当該工事に必要な雑材料についても、全て受注者で用意すること。
 - ウ 工事が完了するまでの期間、廃材等は監督官の指示する場所へまとめて保管すること。 また、屋外で保管する場合はシートを掛ける等の安全対策を実施すること。

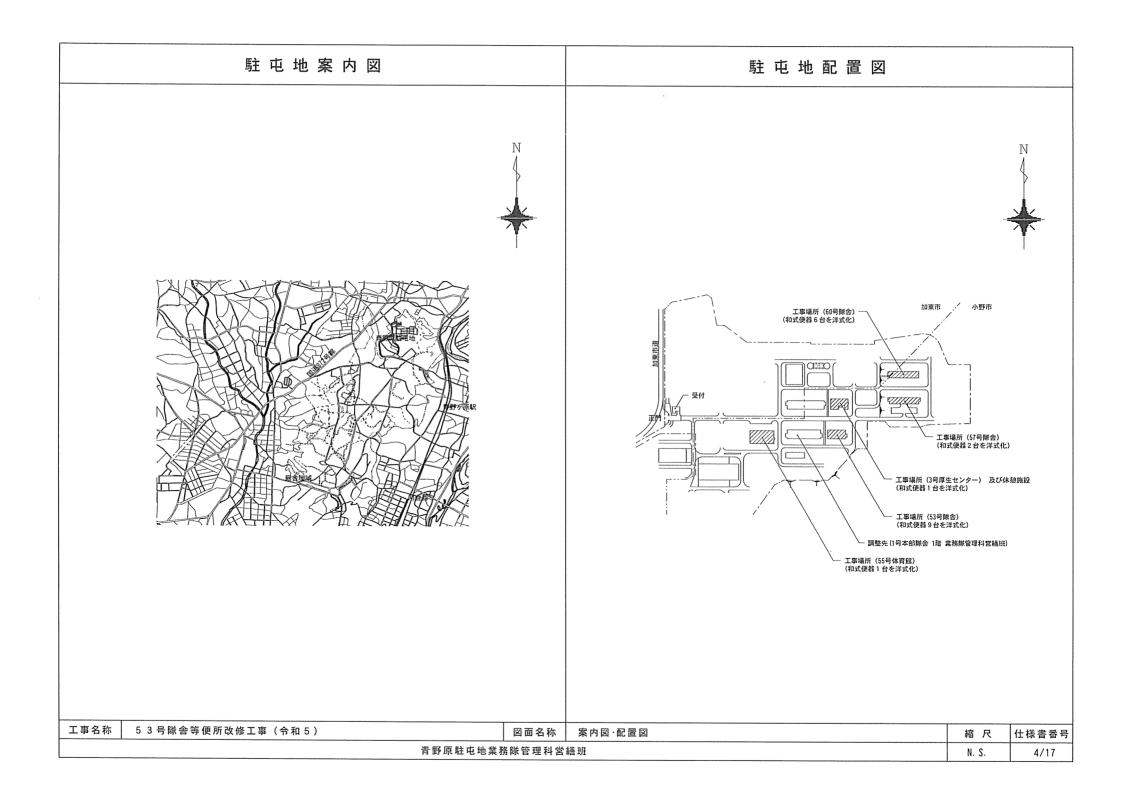
- エ 工事実施日及び実施要領については、監督官の指示に従うとともに、調整を綿密に行うこと。

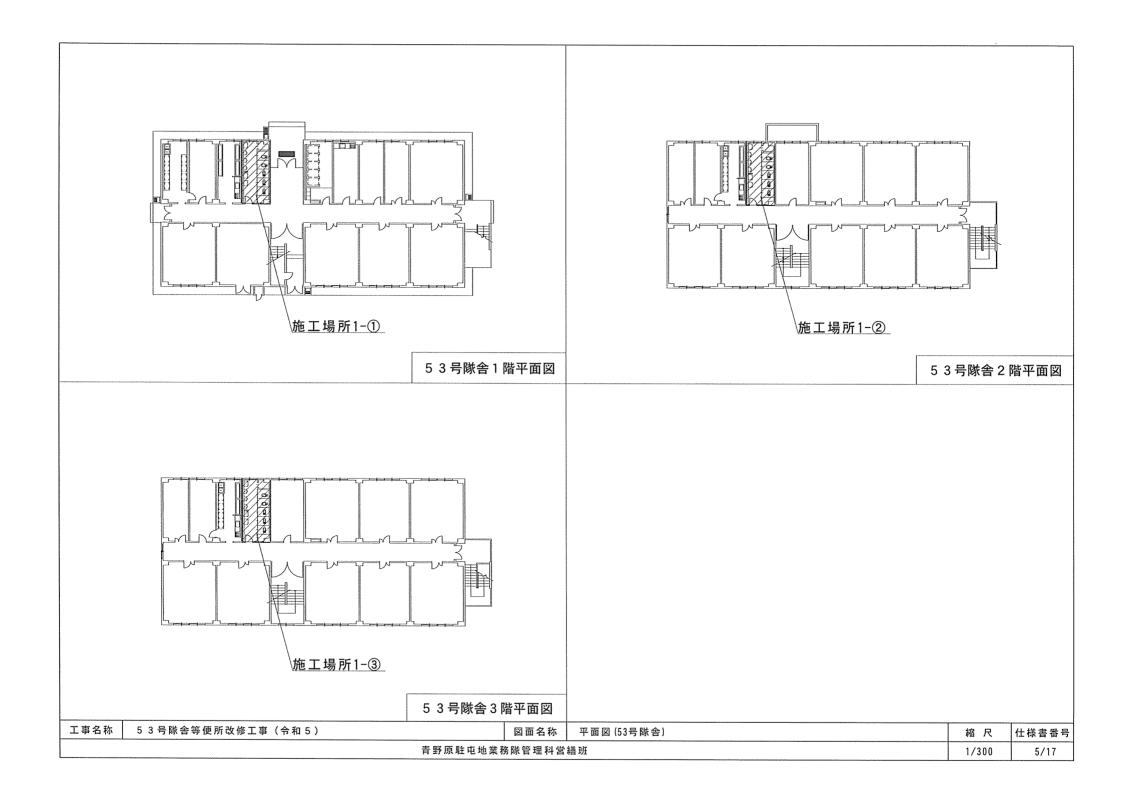
オ 本工事における作業は、原則0830~1700の間の平日とする。

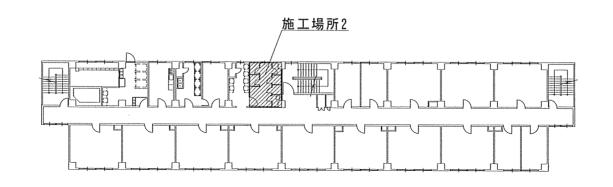
- 7 提出書類 (1) 各種報告書
- (2) 写直
- (3) 出荷証明書
- (4) 丁事費内記書
- (5) その他係官が指示する書類

 工事名称
 5 3 号隊舎等便所改修工事(令和5)
 図面名称
 特記仕様書(2)
 縮尺
 仕様書番号

 3/17







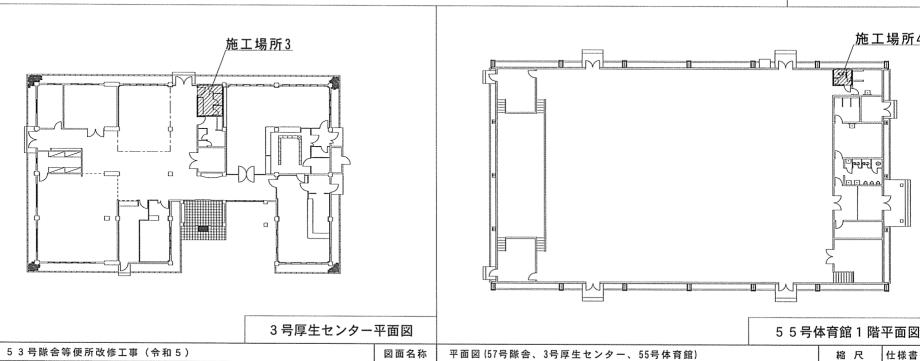
57号隊舎4階平面図

施工場所4

仕様書番号

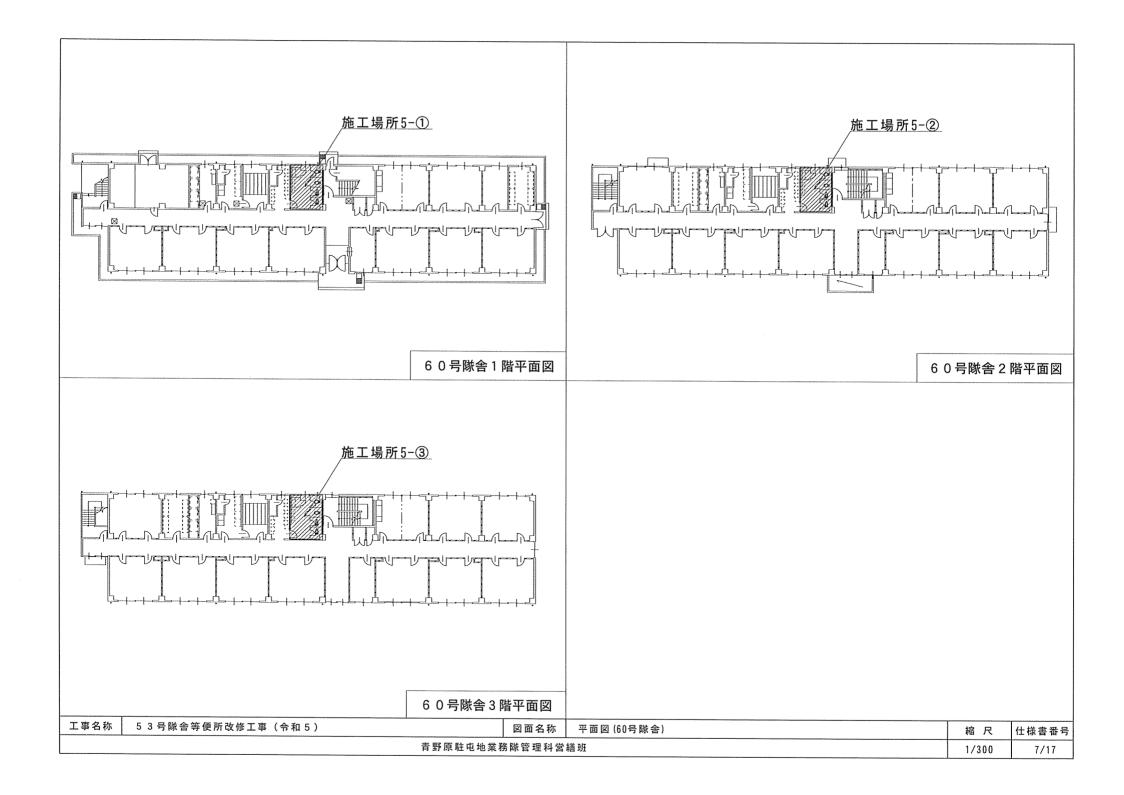
6/17

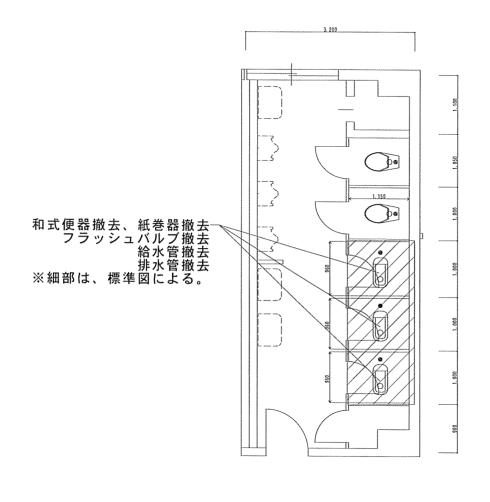
1/300



青野原駐屯地業務隊管理科営繕班

工事名称

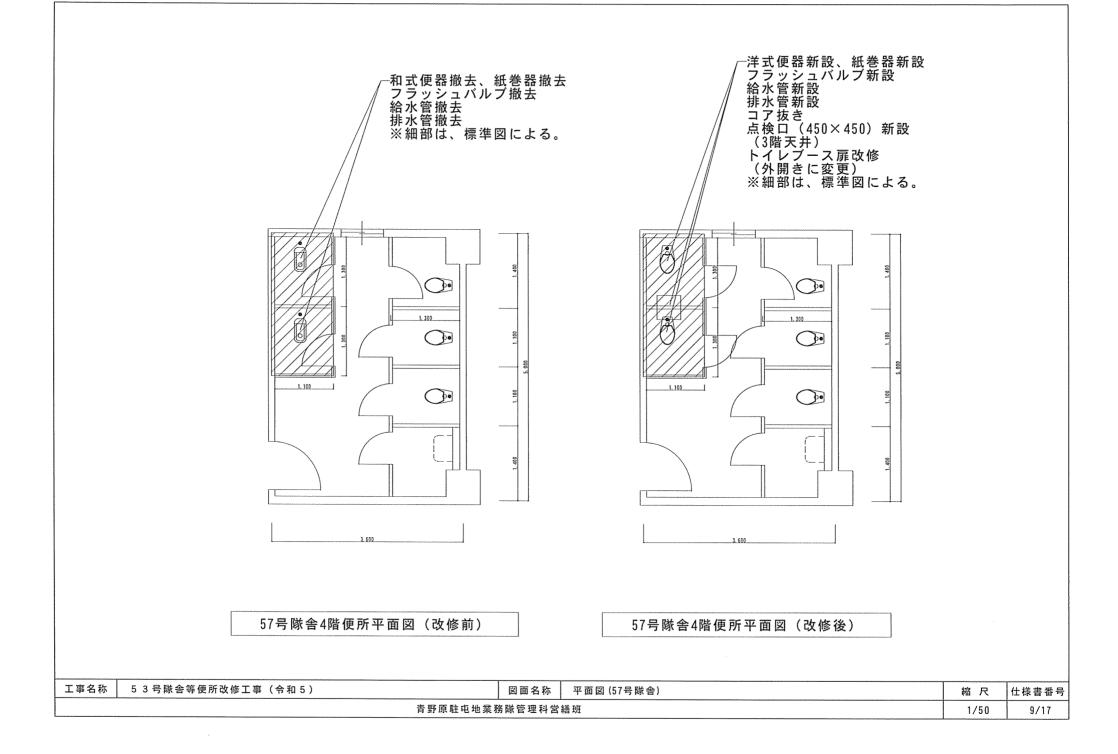


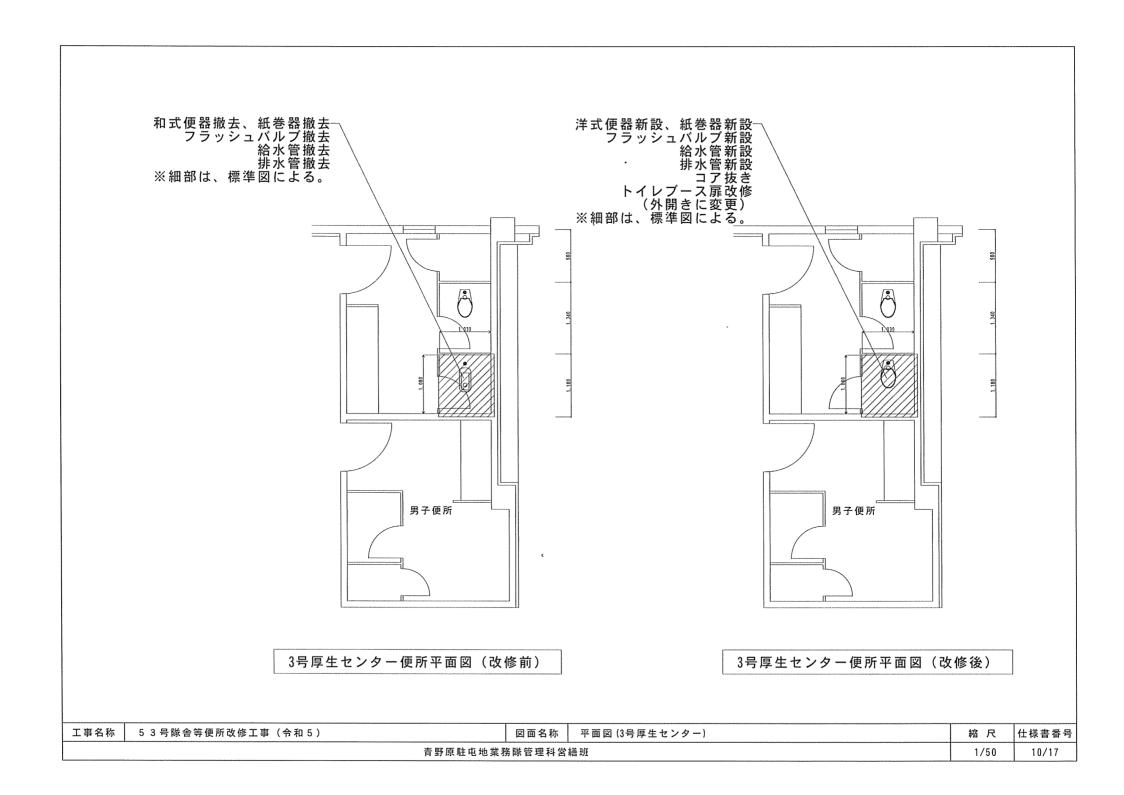


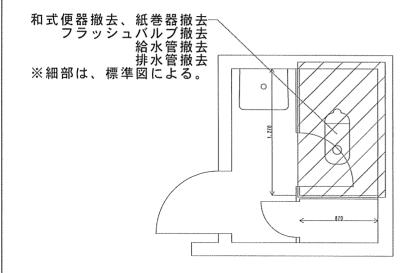
53号隊舎1~3階便所平面図(改修前)

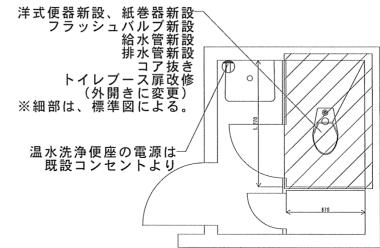
53号隊舎1~3階便所平面図(改修後)

工事名称 53号隊舎等便所改修工事 (令和5)	図面名称	平面図 (53号隊舎)	縮 尺	仕様書番号
青野原駐屯地業務隊管理科営繕班				



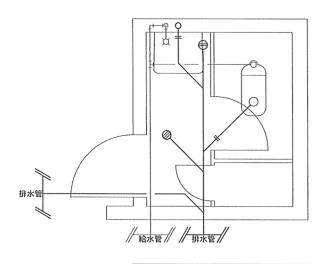




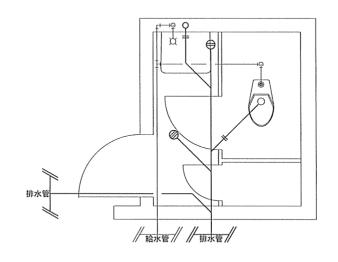


55号体育館1階便所平面図(改修前)

55号体育館1階便所平面図(改修後)



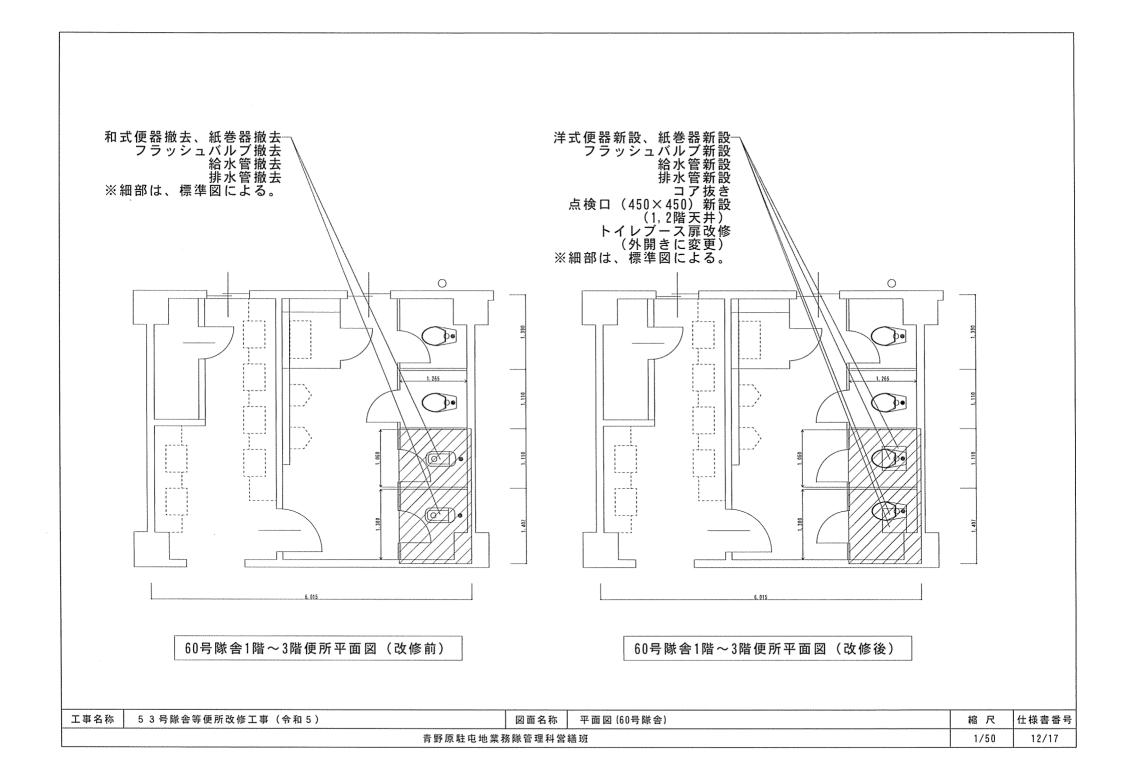


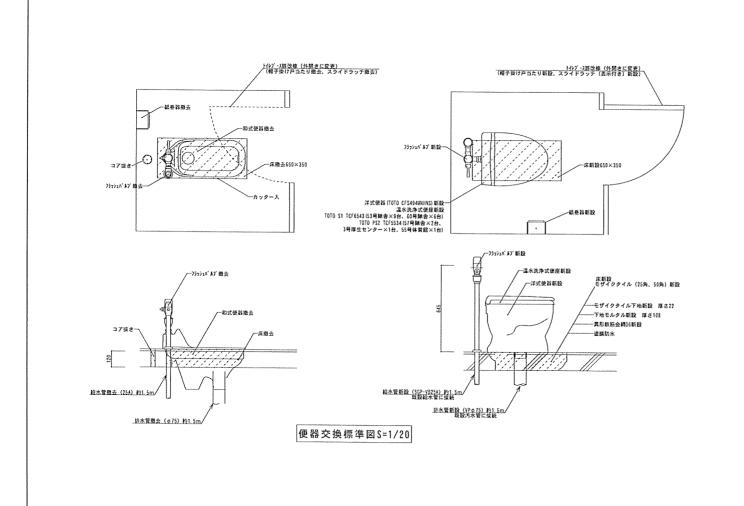


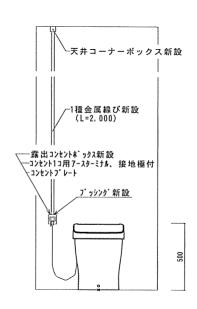
給排水管図(改修後)

 役務名称
 5 3 号隊舎等便所改修工事(令和 5)
 図面名称
 平面図(55号体育館)
 縮尺
 仕様書番号

 青野原駐屯地業務隊管理科営繕班
 1/30
 11/17

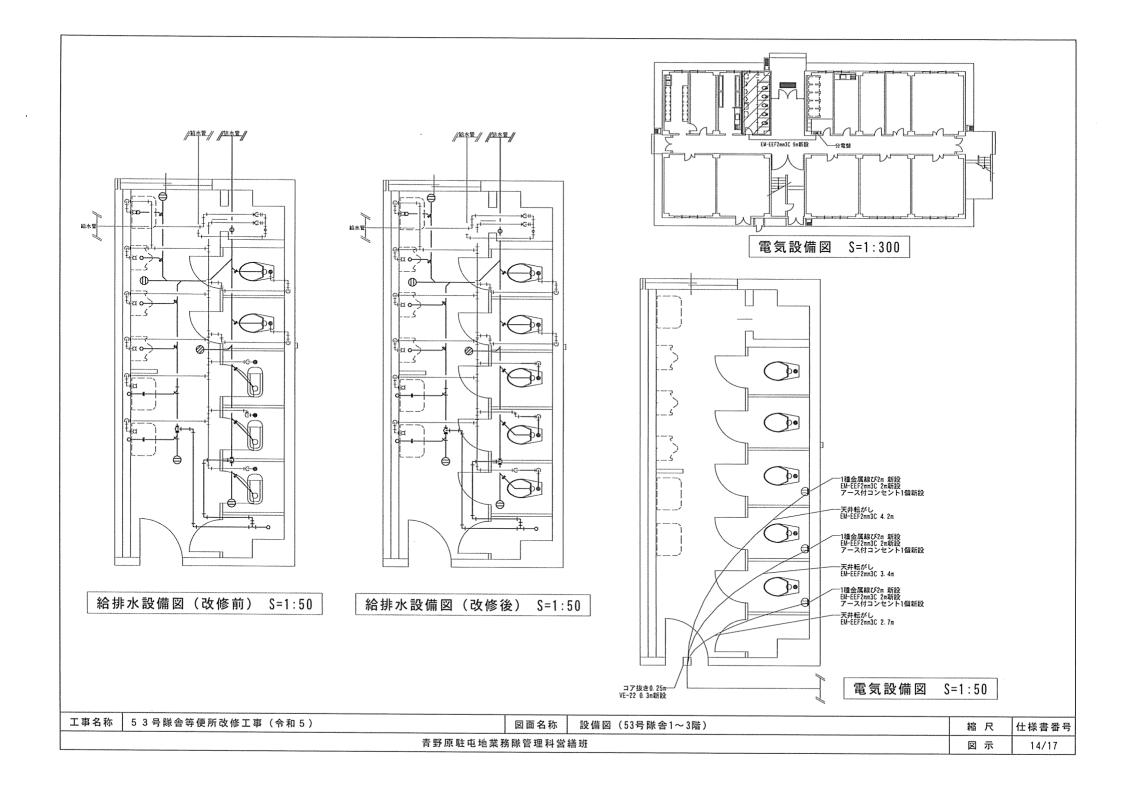


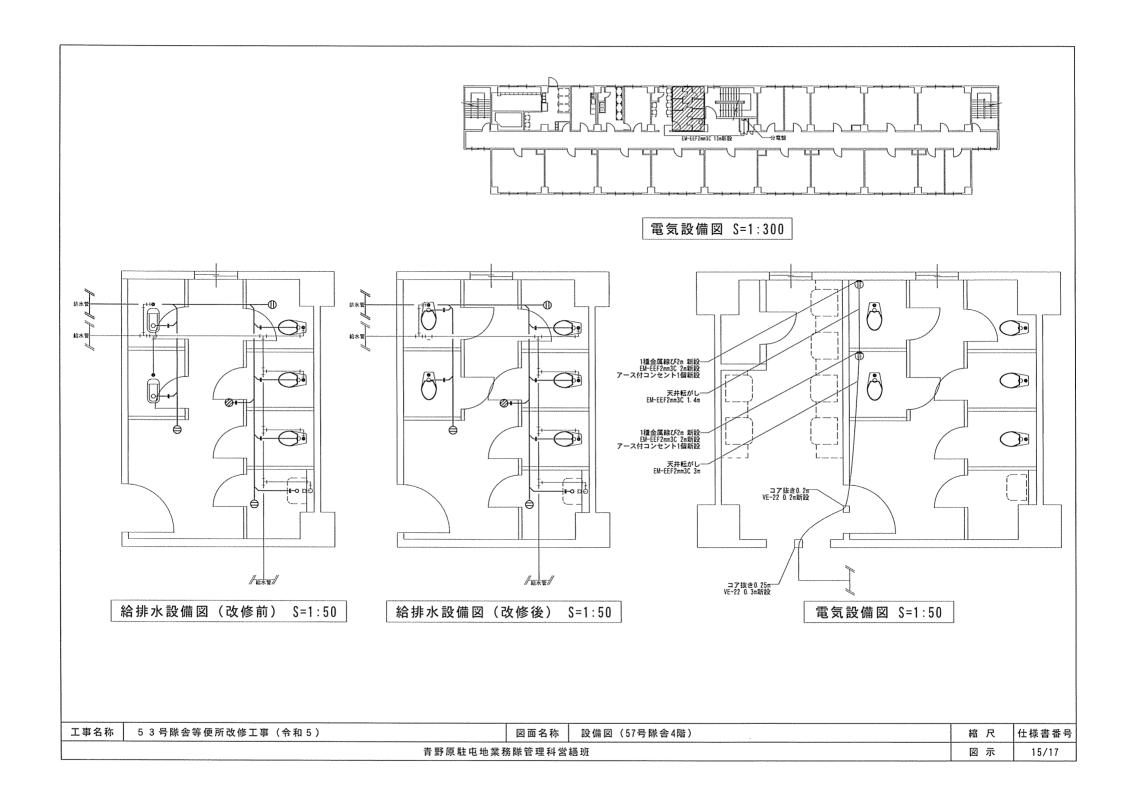


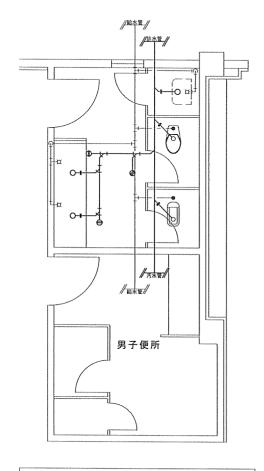


ブース内電気設備施工標準図S=1/20

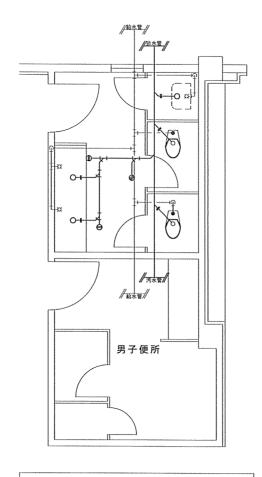
	工事名称 53号隊舎等便所改修工事(令和5)	図面名称	各標準図	縮	尺	仕様書番号	ĺ
青野原駐屯地業務隊管理科営繕班					示	13/17	i



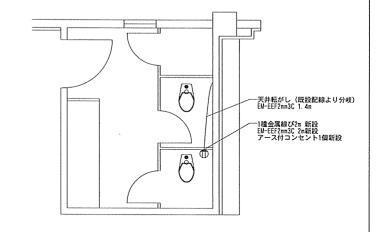




給排水設備図(改修前) S=1:50



給排水設備図(改修後) S=1:50



電気設備図 S=1:50

工事名称 53号隊舎等便所改修工事(令和5)	図面名称	設備図(3号厚生センター)	縮 尺	仕様書番号		
青野原駐屯地業務隊管理科営繕班						

